

令和 8 年度第 2 回大津市交通安全対策会議委員会 議事要旨

日 時：令和 8 年 8 月 1 9 日（水） 1 4 時 0 0 分～ 1 5 時 3 0 分

場 所：大津市役所新館 2 階 災害対策本部室

出席者：別紙 委員名簿参照

議題 第 12 次大津市交通安全計画骨子案について

【事務局説明】

<説明の目的と資料>

- ・ 資料 1 と資料 2 のを中心に、第 12 次大津市交通安全計画の骨子案を説明。
- ・ 計画の位置付け、期間、理念、目標などは第 1 回委員会等で議論済。本日は主に「主な施策の位置付け」について意見を求め、原案に反映する。

<計画の構成と基本理念>

- ・ 計画は「計画の考え方」「基本理念」「交通安全計画の目標」「道路交通の安全についての対策」と資料編で構成。第 4 章に、重視すべき視点と 8 つの施策を置く。
- ・ 交通安全対策基本法に基づき市交通安全対策会議が策定。国・県の計画を踏まえ、市総合計画や交通安全条例との整合を図る。期間は令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間。
- ・ 基本理念は第 11 次計画に続き「交通事故のない大津を目指して」。交通事故死者は数値目標を設けず、常にゼロを目指す。事故の特徴と目標・重傷者に占める高齢者は 32.6%、歩行中または自転車乗車中は 45.3%。事故の 52.3%は交差点またはその付近で発生。
- ・ これらの特徴と県の目標との整合を踏まえ、年間の交通事故重傷者数を 60 人以下とする。
- ・ 高齢者、子ども、歩行者、自転車利用者、生活道路、交差点の安全を重視。市独自の視点として、歩きスマホの禁止、道路の見通しの確保、子どもの自転車安全教育を位置付ける。

<施策を考える基本方針>

- ・ 交通安全条例の施策を具体化し、事故の特徴や情報分析に基づいて重点的に対策を進める。制度改正など新たなニーズに応え、国・県と連携・協調する。

<これまでの主な意見>

- ・ 道路関係：通学路・生活道路の点検、見通しの確保、歩道・横断歩道・信号機の改善、ゾーン 30 プラス、交通安全施設の維持管理。
- ・ 教育・啓発：発達段階に応じた自転車教育、ヘルメット着用、交通反則通告制度や生活道路の法定速度 30 キロの周知、外国人住民・観光客への啓発。

・高齢者等：免許返納と返納後の移動手段、認知機能や先進安全技術の情報提供、福祉施策との連携、地域活動の担い手不足への対応。

< 8つの施策と主な取組 >

① 道路交通環境の整備：街路樹等の管理による見通し確保、安全点検、事故情報を踏まえた道路改良。通学路対策、ゾーン 30 プラス、歩行者と自転車の通行空間の分離、バリアフリー化などを国・県と連携して進める。

② 交通安全思想の普及徹底：歩きスマホ禁止の啓発、交通安全カンガルー教室、小中学生への教育、教材の貸出しや出前講座。高齢者、外国人、特定小型原動機付自転車の利用者への啓発も関係者と連携して進める。

③ 安全運転の確保：高齢者の運転免許証自主返納への助成を継続。本人や家族が運転に関わる認知機能の低下に早く気付けるよう、介護事業所等との連携を検討する。

④ 車両の安全性の確保：後付け安全運転支援装置の設置補助と、自転車損害賠償保険等への加入義務の周知を行う

⑤ 道路交通秩序の維持：両警察署との協定に基づく取組を進め、事故が多い路線等での街頭啓発を強化する。

⑥ 救助・救急活動の充実：応急手当の普及啓発を進める

⑦ 被害者支援の充実と推進：近江犯罪被害者支援センターとの連携、被害者への情報提供、保険の周知を行う。

⑧ 情報収集及び調査研究の充実：事故情報等を収集・分析し、道路の維持管理や安全対策に活用するとともに、市民へ発信する。

< 今後の原案作成 >

・第 12 次滋賀県計画と第 11 次市計画を踏まえ、県計画の内容を市の実情に合わせて具体化し、市独自の取組と今回の意見を反映する。

・意見が取組案に適切に反映されているか、施策の方向性や重点、関係機関との連携に不足がないかを委員に確認する。

●委員 A

・滋賀県の第 12 次交通安全計画では、新たに「外国人の交通安全対策の推進」を重点項目に位置付ける予定であることから、大津市の計画における「外国人の交通安全対策の推進」の考え方について確認。

●委員 B

・大津警察署管内では高齢者による交通事故が多く、今年の交通事故死者のうち高齢者の割合が高い状況にある。

- ・高齢運転者は今後も増加することが見込まれる一方、運転免許証の自主返納者数は近年横ばいであることから、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念される。
- ・社会情勢や交通事故の実態の変化に柔軟に対応し、重点的に取り組むべき交通安全対策を適切に判断していく必要がある。

●委員C

- ・インバウンド客の増加に伴い、レンタカーに関係する道路施設の損傷事故等が増加していると感じている。
- ・外国人観光客に対する交通ルールや安全利用に関する周知・啓発について、警察等の関係機関と連携して取り組む必要がある。

●委員D

- ・「ゾーン 30 プラス」について、児童の通行が多く、単独事故や追突事故など事故が多い地域を対象として、県内でハンプ等を活用した速度抑制対策の導入を検討している。
- ・大津市内においても候補箇所を選定し、今後、関係機関と調整を進めていく予定。
- ・後付け安全運転支援装置の設置助成について、これまでの実績を確認。
- ・自転車損害賠償保険について、「車両の安全性の確保」に位置付けることの整理について確認。

●委員E

- ・大津北警察署管内では死者数ゼロを維持しているが、重傷者数は前年より増加している。
- ・高齢者の安全確保及び子どもの交通事故防止を重点的に推進する必要がある。
- ・自転車については、交通ルールやマナーの周知、ヘルメット着用の促進、交通指導取締り等を通じて安全利用を推進する必要がある。
- ・幼少期から交通ルールを学ぶことが重要であり、子どもだけでなく大人も正しい自転車利用を実践し、習慣づけにつなげる必要がある。

●委員F

- ・小中学生について、発達段階や自転車利用の実態に応じた交通安全教育を進める必要がある。
- ・自転車通学を行う学校では、警察や自動車教習所等と連携し、ヘルメット着用を含めた交通安全教育を実施している。
- ・自転車通学を認めていない学校では自転車に関する指導機会が限られることから、学校、保護者、地域が連携し、正しい自転車利用を指導していくことが重要。
- ・子どもは大人の行動を見て学ぶことから、大人が正しい交通ルールや利用方法を示す必要がある。

●委員 G

- ・高齢者対策として、認知症施策と交通安全対策の連携を進めている。
- ・企業等における認知症サポーター養成講座を通じ、運転免許証の自主返納に関する相談支援につながった事例もあることから、一般企業等との連携を広げていく必要がある。
- ・高齢者の介護予防教室等の機会を活用し、認知機能と運転に関する啓発についても研究していきたい。

●委員 H

- ・保育所や認定こども園の利用増加などにより、未就学児が徒歩で通園し、日常生活の中で交通ルールを体験的に学ぶ機会が変化している可能性がある。
- ・園での交通安全教室に加え、園外活動や保護者との外出など、日常的な様々な場面を通じて、就学前から交通安全を体験的に学ぶ機会を意識的に確保する必要がある。
- ・子どもへの交通安全教育に加え、保護者に対する啓発も重要である。
- ・幼稚園、保育園、認定こども園を対象とした交通安全教室や、保育従事者を対象とした園外活動時の交通安全教育は重要な取組であり、今後も継続していく必要がある。

●委員 I

- ・「バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通機関のバリアフリー化に加え、市の道路行政として、点字ブロック、段差解消、歩道確保等を進めている。
- ・これらの取組が交通安全計画に位置付けられており、必要な内容が網羅された計画となっていると考える。